

2017年9月22日 全7頁

# 金融庁、NISA 恒久化・相続税評価を継続要望

## 平成 30 年度金融庁税制改正要望

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

### [要約]

- 2017年8月31日、金融庁は「平成30年度税制改正要望項目」（以下、金融庁要望）を公表した。
- 金融庁要望では、NISAの恒久化が2017年度から引き続き掲げられている。既存のNISA・ジュニアNISAだけでなく、2018年に導入される「つみたてNISA」についても「新規投資が可能な期間」の恒久化を求めている。
- 上場株式等の相続税評価の見直しも2016年度から引き続き掲げられている。高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、見直しを求めている。
- NISAの利便性向上の観点からは、NISAの口座開設時の即日買付けを要望している。また、非課税で保有できる期間が満了した際、特段の手続きが取られない場合に、特定口座への払い出しを標準とすることも要望している。

### [目次]

税制改正のスケジュール	2 ページ
1. NISAの恒久化	2 ページ
2. 上場株式等の相続税評価の見直し	3 ページ
3. NISAの利便性向上	4 ページ
(1) NISAの口座開設時の即日買付け	
(2) 非課税で保有できる期間満了時の払い出し口座	
(3) 成人年齢引下げに伴う対応	
4. その他の要望事項	7 ページ

## 税制改正のスケジュール

2017年8月31日、金融庁はウェブサイトに「平成30年度税制改正要望項目」<sup>1</sup>を公表した。

各省庁から寄せられた税制改正要望は財務省に取りまとめられ、ウェブサイト<sup>2</sup>に一覧が掲載されている（本稿では、金融庁および財務省のウェブサイトに公表された金融庁の税制改正要望を総称して「金融庁要望」と表記する）。

今後、秋から年末にかけて与党内の税制調査会を中心に、各省庁から寄せられた税制改正要望、および税制の全体像に関わる改正について議論が行われる。例年通りのスケジュールであれば、12月中旬ごろに、与党税制調査会により「平成30年度税制改正大綱」が決定・公表され、2018年度の税制改正の大枠が固まることになる。

もっとも、今年は9月28日に召集予定の臨時国会の冒頭にも衆議院が解散され、10月下旬に総選挙の実施が見込まれる旨、報道されている。政権が継続されたとしても、この時期の総選挙の実施は税制改正のスケジュールに影響しうる。

秋から年末にかけて総選挙があり政権が継続した例として、直近では2015年度税制改正が挙げられる。この際は、与党税制改正大綱の公表は12月30日となったが、税制改正法は年度内に成立し公布された。2018年度の税制改正スケジュールは2015年度の例に近いスケジュール感になるのではないだろうか。

### 1. NISAの恒久化

金融庁要望には、NISAの恒久化が掲げられた。2017年度の税制改正においても金融庁はNISA・ジュニアNISAの恒久化を要望したが実現に至らなかった。2018年度は、既存のNISA・ジュニアNISAについて恒久化を継続して要望するとともに、2018年に新設される「つみたてNISA」も含めて恒久化を要望している。

なお、金融庁要望ではNISAという用語を、既存のNISA（非課税で保有できる期間が5年・年間非課税枠120万円のNISA）・ジュニアNISA・つみたてNISAの3つの制度の総称として用いており、既存のNISAを「一般NISA」と呼んでいる。本レポートでもこれに倣い、以後、既存のNISAとNISA3制度全体を区別するため、既存のNISAのことを「一般NISA」と呼ぶ。

NISAの恒久化というと「新規投資が可能な期間の恒久化」と「非課税で保有できる期間の恒久化」の2つの意味があるが、金融庁要望で掲げられたのは前者と考えられる<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170831/20170831.pdf>

<sup>2</sup> [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2018/request/index.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/request/index.htm)

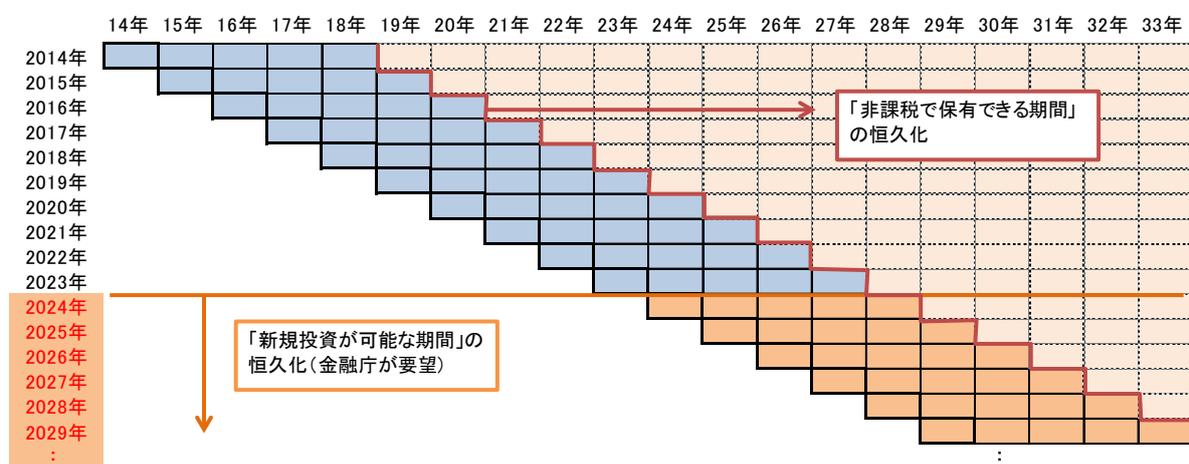
<sup>3</sup> 金融庁要望で明記はされていないが、「現在、時限措置であるNISAについて、恒久措置とすること」としており、一般NISA・つみたてNISAの「投資可能期間」について「時限（措置）」と記載していることから、「投資が可能期間」について恒久化を要望しているものと考えられる。また、要望項目に「NISAにおける非課税期間終了時の対応」とあることから、非課税で保有できる期間は時限で終了することを前提としていることも考えられる。

一般NISAは2014年から2023年までの時限措置であり、2024年以後は一般NISAで上場株式等を買付けすることができない。この期限を撤廃し、無期限で一般NISAでの新規投資を可能にするというのが、「新規投資が可能な期間の恒久化」である。

一方、「非課税で保有できる期間の恒久化」とは、一度NISAで上場株式等を買付けたら、売却するまで当該上場株式等の配当等を非課税で受け取れ、かつ、いつ売却しても譲渡益を非課税とすることである。

NISAを簡素で分かりやすく、個人投資家にとって使いやすい制度とするには、「非課税で保有できる期間」にも制限を設けない方がよい。「新規投資が可能な期間の恒久化」と併せて、「非課税で保有できる期間」の恒久化も望まれる。

図表1 金融庁が掲げる「NISAの恒久化」とは（一般NISAの場合）



(出所) 大和総研作成

## 2. 上場株式等の相続税評価の見直し

金融庁は「高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、相続税に係る見直しを行うこと」を要望している。文言は前回と若干異なる<sup>4</sup>が、「平成28年度からの継続要望」とあることから、2016年度税制改正から引き続き、上場株式等の相続税評価の見直しを求めるものとなっていることが分かる。

上場株式等に限らず、相続財産については相続後、遺産分割協議等を経るまで譲渡できない実態がある。相続時（被相続人の死亡日）から10ヵ月後の相続税の納付期限日までには遺産分割を終えている必要がある<sup>5</sup>。この期限に向けて遺産分割協議を調えることが考えられ、相続時

<sup>4</sup> 要望項目名が、前回は「上場株式等の相続税評価の見直し等」であったのに対し、今回は「上場株式等の相続税に係る見直し」となっている。

<sup>5</sup> 相続税の納付期限日までに遺産分割が確定していない場合は、仮計算による申告・納税後、遺産分割確定後に修正申告を行うこととなるが、各種の特例の適用を受けられなくなる可能性がある。

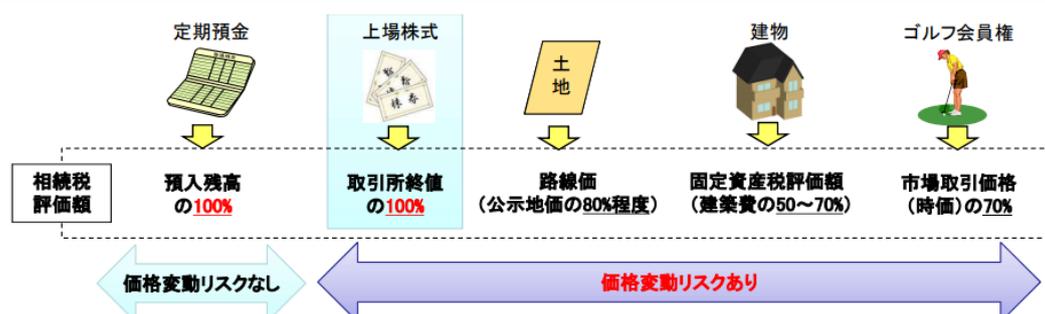
から遺産分割協議等を終えるまでに概ね10ヵ月弱の期間がかかっているものと推測される。

相続時から遺産分割協議等を経て実際に譲渡可能になるまでの間に、相続財産の価格は変動することが考えられる。この点について、土地・建物などの不動産、ゴルフ会員権などの資産については、実際の取引価格よりも割り引いて評価する規定が設けられており、価格変動リスクを考慮したものとなっていると考えられる<sup>6</sup>。

しかし、上場株式等については原則として相続時点の時価で評価され<sup>7</sup>、相続日後の価格変動リスクを考慮したものはなっていない<sup>8</sup>。

金融庁は「上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品であるが、価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利。家計資産の多くは高齢者によって保有されている中、相続税によって、高齢者の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある」として、「高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、相続税に係る見直しを行うこと」を要望している。

図表2 上場株式と他の資産の評価方法の比較



(注)土地等の資産については、実際の取引価格にばらつきがあることや、路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。

(出所) 金融庁要望

2017年度税制改正では、相続税の物納の優先順位について上場株式等と不動産を同順位とすることが実現し、上場株式等を相続した際の価格変動リスクについて一定の配慮がなされた。しかしながら、そもそも相続税の物納が認められるケースがごく限られたものとなっている上、

<sup>6</sup> 不動産は、「価格変動リスク」といっても、相続以後に価格そのものが大きく変動するというよりは、流動性が低いため売却方法によって売値が大きく変動するという意味合いが強い。

<sup>7</sup> 上場株式については、①相続発生日当日の終値、②相続のあった月の終値の平均、③相続の前月の終値の平均、④相続の前々月の終値の平均のうち最も低い価額で評価する規定はあるが、これはあくまで「相続日前」における急激な価格変動があった場合に対処する価格評価の規定であり、「相続日後」の価格変動リスクを考慮したものではない。株式投資信託については、「相続日前」の価格変動リスク考慮規定もなく、相続日の基準価格そのもので評価することとなっている（ただし、解約時の源泉税、解約手数料等の金額は控除できる）。

<sup>8</sup> 上場株式等は（新興市場の一部銘柄を除けば）ほぼ毎営業日取引が成立し価格が公表されており「一物一価」といえる状況にあり流動性リスクは低い。しかし、その価格は日々大きく変動するため、いつ売却するかによって売値に不確実性がある。不動産と上場株式等では「価格変動リスク」の意味合いは異なるが、いずれにしても売値に不確実性がある点は変わらないので、価格変動リスクのない財産と比べて評価を割り引く規定が必要であるものと考えられる。

仮に上場株式等の物納が認められるとしても、当該上場株式等は家計から国に移転してしまい、家計による上場株式等の継続保有につながらない面がある。

金融庁の要望が実現すれば、相続に備えた家計による株式や投資信託等の売却が抑制され、また、相続人が相続した株式や投資信託等を売却せずに継続して保有するケースが増えるだろう。家計が（預貯金等に代えて）長期的に株式や投資信託等を保有する傾向が強まれば、長期的にはより多くの運用益がもたらされ、資産形成につながるだろう。

2018年度税制改正において、あるべき上場株式等の相続税評価の実現に向けて前進することが期待される。

### 3. NISA の利便性向上

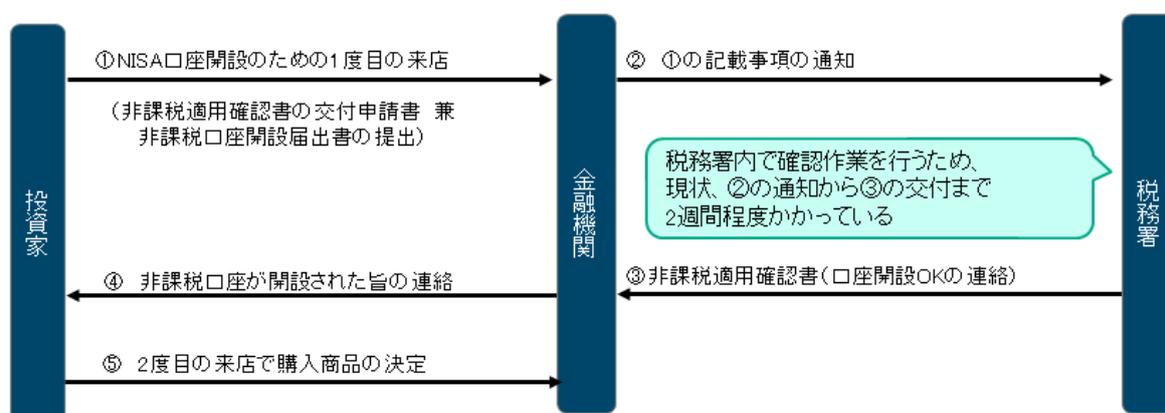
#### (1) NISA の口座開設時の即日買付け

金融庁は、一般NISAについて「口座開設以降一度も買付けが行われていない口座が相当数にのぼるなど稼働率の向上には課題」があるとし、「この理由の一つとしては、現在、投資家がNISA口座の開設を申し込んでも、当日には買付けができず（二重口座でないことの確認が必要）、2回目の来店までに買付け意欲を失い、買付けが行われないことが挙げられる」として、「NISA（一般NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）の口座開設申込時に、即日で買付けを可能とすること」を要望している。

ジュニアNISAは1人につき1口座、一般NISA・つみたてNISAは1人1年につきいずれか1口座に限って開設できることになっているため、1人1口座を担保するため、税務署を通じた本人確認が行われている。

現行法令におけるNISAの口座開設申込から購入商品の決定までの一般的な流れを示したものが次の図表3である。

図表3 NISAの口座開設手続き（一般NISA・つみたてNISAの例）



(注)ジュニアNISAの場合、書類の名称が異なるが、流れは同じである。

(出所)法令等をもとに大和総研作成

NISA 口座開設のため必要書類を金融機関に提出（図表 3 の①）しても、まだこの時点では非課税口座は開設されず、商品の買付けを行うことはできない。

金融機関は、投資家から提出された書類の記載事項を税務署に通知する（②）。税務署内で 1 人 1 口座の確認を行った上で問題がなければ金融機関に非課税適用確認書が交付され（③）、これを受けて金融機関は非課税口座を開設することができる。金融機関は投資家に非課税口座が開設された旨を連絡し（④）、これを受けて投資家が金融商品を買付けられるようになる（⑤）。

2017 年 9 月末までにおいては①の記載事項に基準日（2013 年 1 月 1 日）時点の住所が含まれており<sup>9</sup>、税務署は基準日住所と氏名等を用いて本人確認を行っているが、2017 年 10 月以後は税務署はマイナンバーを用いて本人確認を行うようになる。このため、②の通知から③の交付までの期間は、数日短縮されることも考えられる。しかし、⑤の買付けを①の書類提出と同日に行えるようにするのは、現行法令のままでは実現が困難である。

例えば、金融機関が②の通知を行ったら、税務署内のシステムで即時に本人確認が行われ、③の非課税適用確認書が金融機関に電子データとして交付されるようなスキームが考えられる<sup>10</sup>。しかし、このようなスキームを導入するには、税務署内のシステムを改修する必要があるため、一定の国家予算の確保が必要と考えられる。また、新たなスキームを導入するにあたっては金融機関もシステム改修が必要と考えられるため、受入手数料率に上限のある「つみたて NISA」の実施を控える中、金融機関の負担に配慮する必要もあるだろう。

要望実現に向けて、今後、具体的なスキームを詰めていくことが考えられる。

## （2）非課税で保有できる期間満了時の払い出し口座

金融庁は「NISA の非課税期間終了時に、特に意思表示をしない限り特定口座に移管されるものとする」とを要望している。

現行法令では、NISA の非課税で保有できる期間が満了した際、投資家が特に手続きを行わなかった場合は、NISA で保有していた上場株式等は一般口座に払い出される。ロールオーバーを行うか、特定口座への払い出しを行うためには、いずれも手続きが必要である。

一般口座に上場株式等が払い出されると、その上場株式等を売却した際の譲渡損益を自分で計算して確定申告して納税する必要がある。他方、特定口座に上場株式等が払い出された場合は、その上場株式等を売却した際の譲渡損益は金融機関が計算して投資家に報告されるし、源泉徴収ありの特定口座の場合は投資家自身による確定申告も不要となる。

NISA の利用者には投資初心者も多く、確定申告に慣れていないことも想定される。このため、

<sup>9</sup> ジュニア NISA については制度導入当初から①に基準日住所の記載は不要で、マイナンバーを用いた本人確認が行われている。

<sup>10</sup> 2017 年 8 月 23 日付日本経済新聞朝刊 7 面には「マイナンバーを使うことで二重口座を開設していないかすぐに確認する」とあり、このようなスキームを想定しているものと思われる。

NISA の非課税期間満了時に上場株式等が一般口座に払い出されるとすると、個人投資家の利便性を害するだろう。場合によっては、正しく申告納税が行われない事態も考えられる。

NISA の非課税期間終了時に標準で払い出される口座を特定口座とすることは、特に投資初心者の個人投資家の確定申告の負担軽減、および正しい申告納税の実現に資すると考えられる。

### (3) 成人年齢引下げに伴う対応

金融庁は「成人年齢引下げに伴う対応」を要望している。

金融庁は、民法改正に伴い、成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられた場合、NISA・つみたて NISA の口座開設を可能とする年齢についても 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げを要望しているものと考えられる。併せて、ジュニア NISA の口座開設可能な年齢（20 歳未満）、払い出し制限を解除する年齢（18 歳）などについても見直すことも考えられる。

## 4. その他の要望事項

このほか、金融庁は以下の要望を行っている。

図表 4 その他の要望事項

項目	概要
金融所得 一体課税	金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること
特定口座・ NISA	リストラクテッドストック(譲渡制限付株式)について、譲渡が可能となった際、特定口座でも保有できるようにすること 自社株等を対価とするTOBIにおいて、TOB対象会社株主が交付を受ける上場株式について、特定口座およびNISA口座でも保有できるようにすること
	コーポレートアクション発生時等の特定口座での源泉徴収事務の改善(純資産減少割合の通知方法など)
マイナン バー	マイナンバー既告知者が行う氏名または住所の変更告知について、マイナンバーを不要とすること NISA口座が廃止された際の、金融機関が税務当局に提供する事項につき、マイナンバーを不要とすること
	生命保険料控除・住宅ローン控除等に係る手続の電子化
国際課税	公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じること
	外国子会社合算税制(CFC税制)について、国内金融機関の海外進出を阻害しないよう、ビジネスの実態を踏まえた所要の措置を講じること
	国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引に関し、証拠金(現金担保)に係る利子の源泉徴収を不要とする措置について、恒久化または延長を行うこと
	無券面の外国債券等の譲渡に係る消費税の内外判定について明確化すること 相続税に係る国家間の課税権の調整を行うための一定の救済策を講じること
銀行関連	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ
生命保険	預金保険法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長
	生命保険料控除制度の拡充 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
その他	ヘッジ処理における特別な有効性判定等を、所轄税務署長の承認を受けた年度から適用できるようにすること
	投資法人における導管性判定式の分母である配当可能利益から、投資法人が海外不動産等に投資する際に支払う「外国法人税額等」を控除すること
	地域経済活性化支援機構に係る登録免許税の特例措置の延長 信託受益権の質的分割に係る所要の措置

(出所) 金融庁要望をもとに大和総研作成

【以上】